

航空法

I. 案内情報

- ① 手続名：事業計画変更の認可
- ② 手続根拠：航空法第129条の3第2項（航空法施行規則第233条の2）
- ③ 手続対象者：外国人国際航空運送事業者
- ④ 提出時期：
 - ・運航回数の変更の場合及び使用航空機を積載量の著しく異なる型式のものに変更しようとする場合、実施予定日の45日前まで
 - ・使用空港等の変更及び発着日時の変更（臨時的な変更を除く）の場合、実施予定日の30日前まで
 - ・その他の場合、実施予定日の10日前まで
- ⑤ 提出方法：航空法施行規則第233条の2各号に掲げる事項を記載した申請書を国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課へ提出してください。
- ⑥ 手数：なし
- ⑦ 添付書類・部数：申請書記載例をご確認ください。
- ⑧ 申請書様式：申請書記載例をご確認ください。
- ⑨ 記載要領・記載例：申請書記載例をご確認ください。

II. 窓口情報

- ① 提出先：国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課 03-5253-8111
- ② 受付時間：原則10：00～17：00
- ③ 相談窓口：提出先に同じ

III. 手続情報

- ① 審査基準：航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（平成6年空総第177号）
- ② 不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）